札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部 を改正する条例案

令和7年(2025年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市区の設置等に関する条例及び札幌市立学校設置条例の一部 を改正する条例

(札幌市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市区の設置等に関する条例(昭和46年条例第25号)の一部を 次のように改正する。

第4条第2項の表及び別表北区の項中「篠路1条10丁目」を「篠路1条 11丁目」に改める。

(札幌市立学校設置条例の一部改正)

第2条 札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように 改正する。

別表(2) 中学校の表中「札幌市北区篠路町上篠路」を「札幌市北区篠路 1条11丁目」に改める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理由)

北区篠路町上篠路の一部区域について町の区域を新たに画することに伴う規定整備を行うため、本案を提出する。